横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

（答申第３２５３号）

令和７年８月２９日

横情審答申第3253号
令和７年８月29日

横浜市長　山　中　竹　春　様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長　　　松村　雅生

個人情報の保護に関する法律第105条第３項の規定により読み替えて準用する同条第１項の規定に基づく諮問について（答申）

令和５年12月27日青土第1850号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「特定年月日１の道路境界（自宅と公道）立会の境界確定図と署名押印した書類」の保有個人情報不開示決定に対する審査請求についての諮問

別　紙

答　　　　申

1　審査会の結論

横浜市長が、「特定年月日１の道路境界（自宅と公道）立会の境界確定図と署名押印した書類」を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

2　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、上記１記載の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の保有個人情報開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和５年11月29日付で行った保有個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3　実施機関の不開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第60条第１項に規定する保有個人情報が存在しないため不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1)　特定地番（以下「本件土地」という。）では、特定年月日２に境界が確定されており、それを基に境界復元として、既設の民間境界石を市の境界石に入れ替えることを目的に特定年月日１に立会いによる確認を行った。しかし、審査請求人は境界石の入替えを拒否したため、確認書を収受する必要はなく、存在しない。

(2)　また、境界復元であるため、確認作業が成立しなかった場合に審査請求人に対し、送付する通知はない。

(3)　さらに、境界明示では、公図や地積測量図等を根拠に隣接地の所有者と協議し、協議が成立した場合のみ境界確定図を作成するが、根拠のない主張のみで境界を修正することはないため、審査請求人の主張する境界を修正した上で作成したとする境界確定図は存在しない。

(4)　よって、本件対象保有個人情報はいずれも取得及び作成しておらず、保有していない。

4　審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び主張書面において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1)　本件処分を取り消し、対象文書の全ての開示を求める。

(2)　道路境界の立会協議が不成立の場合、横浜市では「その不成立について立会者に書面で通知しなければならない」と定められているため、実施機関から道路境界確定の立会通知書が発行されながら、その処理について記録書類が一切ないということは考えられない。また、不成立の通知を受け取っておらず、それは道路境界確定が成立したことを意味する。

(3)　特定年月日３に作成された境界確定図には、境界石の記載はなく、特定年月日１の立会いは境界復元の作業ではなかったため、実施機関の説明は虚偽である。

(4)　特定年月日１の立会いでは、示された道路境界明示図の境界石の位置が認識とは違っていたので、図面の修正を求め、職員による図面への手書き修正を確認したという経緯があり、そのとき作成された道路境界明示図が存在しないとの説明には納得できない。

５　審査会の判断

(1)　境界調査に係る事務について

横浜市では、横浜市道水路等の境界調査に関する規則（昭和54年５月横浜市規則第35号。以下「規則」という。）に基づき境界調査を実施している。境界調査には、横浜市が管理する道路、河川又は水路とこれに隣接する土地との境界が確定していない場合に、当該隣接地の所有者と実施機関が立会いによる協議の上、境界を確定する境界明示と、境界が既に確定している場合に、当該隣接地の所有者と実施機関が立会いの上、資料図に基づき当該境界を確認する境界復元がある。

境界明示において、協議が成立した際には、申請者及び立会いをした申請隣接地の所有者から承諾書を収受し、協議が整わない際は、境界明示立会協議不調通知書を通知することと定められている。

また、境界復元において、確認を終えた際には、申請者及び立会いをした申請隣接地の所有者から確認書を収受することと定められている。一方、境界復元においては確認作業が整わない場合の定めはないため、その旨を伝える通知等は行っていない。

(2)　本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、保有個人情報開示請求書の記載から、本件土地に係る特定年月日１に行われた道路境界調査において、立会者の署名押印した書類及びその際に職員が修正して作成された境界調査図であると解される。

(3)　本件保有個人情報の不存在について

ア　実施機関は、本件審査請求文書を保有していないと主張しているため、当審査会が実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。

(ｱ)　本件土地の境界については、特定年月日４に境界調査が行われ、特定年月日５に境界点が確定している。また、特定年月日２には本件土地よりも西側の境界点が確定され、本件土地の境界線が確定している。これらは当時の道路敷境界査定図に記録されている。

　なお、特定年月日３に作成された道水路等境界明示図・復元図は、本件土地より東側の道路に係る境界調査の結果を示したものであり、本件土地は対象に含まれていない。

(ｲ)　特定年月日１に審査請求人立会いの下で行った調査は、境界が既に確定しており、本件土地の境界石の入替えが目的であった。すなわち、境界復元のための立会いであった。

　審査請求人との確認作業が整わなかったため、確認書は収受していない。また、境界明示又は境界復元の立会いにおいて、協議又は確認作業が整わなかった場合、立会人が署名押印する書類はない。

　境界明示において協議が整わなかった場合は、規則に基づき境界明示立会協議不調通知書を送付するが、境界復元であるため、審査請求人に特段の通知書は送付していない。

(ｳ)　境界調査をする場合には、申請書のほかに公図や地積測量図等の資料の添付が必要となり、それに基づき境界調査が行われるため、根拠となる資料がないにもかかわらずその場で図面の修正を行うことはなく、審査請求人が求めている修正した境界調査図は保有していない。

(ｴ)　よって、本件保有個人情報は作成も取得もしておらず、保有していない。

イ　当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

(ｱ)　審査請求人が特定年月日１時点では本件土地の境界点は確定していないと主張しているのに対し、実施機関は本件土地の境界については特定年月日１より前に確定されていると主張する。そのため、当審査会において、上記ア(ｱ)の特定年月日５及び特定年月日２の道路敷境界査定図を確認したところ、前者の図面では境界点が、後者の図面では本件土地の境界が確定していることが確認された。また、特定年月日３の道水路等境界明示図・復元図を確認したところ、

本件土地を対象にした境界調査に関するものではないことが確認された。

(ｲ) そのため、特定年月日１は境界復元のための立会いであり、確認作業が整わなかったため、本件審査請求文書を保有していないとの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

(ｳ) また、境界調査の申請については、規則第３条で、公図（写し）等を添付して申請書を添付しなければならないと規定されており、境界調査をするに当たっては一定の資料が必要であることを踏まえると、実施機関の上記ア(ｳ)の説明に不自然、不合理な点は認められない。

(ｴ) したがって、上記の実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、他に本件保有個人情報開示請求の対象として特定すべき保有個人情報の存在を推認させる事情も認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

（第二部会）

委員　村上裕章、委員　嘉藤亮、委員　齋藤宙也

《 参　　考 》

審　査　会　の　経　過

年　月　日	審　査　の　経　過
令和５年12月27日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和６年１月17日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和６年１月24日	・審査請求人から主張書面を受理
令和６年２月１日	・審査請求人から主張書面（追加）を受理
令和７年６月23日 （第458回第二部会）	・審議
令和７年７月28日 （第459回第二部会）	・審議